

(6) 指 導 体 制

各教育事務所に養護教育担当専任主事を配置し，適正な指導行政を更に推進する。

養護教育に関する研修については，その規模の拡充に努め，更に，養護教育の研究，研修，教育相談の機能をもつ養護教育センターを設置し，研修の体系化と効率化を図る。